

令和5年第13回定例教育委員会会議議事録

会議室601・602  
令和5年11月22日(水)  
15時30分～16時20分

---

出席委員

教育長

安原 敏 光

教育長職務代理者

高橋 正 明

委員

田原 知 江

委員

京 楽 千恵美

欠席委員

委員

小野 武 也

---

事務局

教育部長

木村 敏 男

次長兼教育振興課長

石 原 洋

学校給食課長

沖 克 哉

学校教育課長

山 森 一 徳

次長兼生涯学習課長

門 康 樹

スポーツ振興課長

平 田 潔

文化課長

中 川 卓 司

書記 教育振興課総務企画係長

大 村 寿 行

書記 教育振興課主任

藤 田 崇 文

---

議	題
三教委議第50号	三原市立幼稚園の教育、保育等の実施に関する条例施行規則の制定について（公開）
三教委議第51号	三原市立幼稚園延長保育事業等実施規則の制定について（公開）
三教委議第52号	歴史民俗資料館専門委員の委嘱について（非公開）
三教委報第21号	会計年度任用職員の任用に係る臨時代理の承認について（非公開）
三教委報第22号	県費負担教職員の任命及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）

---

---

**安原教育長** 令和5年第13回定例教育委員会会議を始める。

本日の議事録署名委員は高橋委員と田原委員にお願いする。

それでは、令和5年第12回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔にお願いする。

**書記** (令和5年第12回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読)

**安原教育長** 議事録を承認してよろしいか。

(一同承認)

**安原教育長** 議事録の承認については、以上である。

---

**安原教育長** それでは、議事に入る。本日の議案、報告事項のうち「三教委議第50号」から「三教委議第51号」を公開とし、それ以外は人事案件であり、公開になじまないため、非公開として審議したいと思う。審議の順については、次第に沿って行いたいと思うが、よろしいか。

(一同承認)

**安原教育長** それでは、そのように取り扱う。それでは「三教委議第50号」について事務局から説明願う。

**石原教育振興課長** 5ページ三教委議第50号「三原市立幼稚園の教育、保育等の実施に関する条例施行規則の制定について」説明します。第1条の趣旨にあるように、本規則については、本年9月市議会定例会において制定した「三原市立幼稚園の教育、保育等の実施に関する条例」第14条の規定に基づいて、幼稚園型認定こども園の認定を受けた施設の管理運営について、必要な事項を定めるものです。まず第3条で定員を規定しています。三原市立田野浦幼稚園では、1号認定子どもが12名、2・3号認定子どもが58名の計70名の定員としています。第4条では、職員に関する事項を規定しています。第1項第3号にあるように、クラスに配置する職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を有する保育教諭としています。第7条では教育及び保育時間を規定しています。1号認定子どもの教育時間は午前8時半から午後2時までです。2・3号認定子どものうち、保育標準時間認定された子どもは午前7時半から午後6時まで、短時間認定された子どもは午前8時半から午後4時半までです。教育時間中は3歳以上の全ての子どもが、それぞれの学年のクラスで教育課程に沿った教育を受けることとなります。第8条では休業日を規定しています。土曜日は開業日としていますが、第2項第1号にあるように、1号認定子どもについては土曜日は休業となります。第9条では教育及び保育内容を規定しており、教育の内容については幼稚園教育要領、保育の内容については保育所保育指針の基準によることとしています。第10条は修了証、第11条は年間行事、第12条は健康管理、第13条は非常災害時の措置、第14条は園の備付書類、第15条・第16条は園児の募集及び手続等と決定通知書、第17条は退園及び欠席、第18条は準用、第19条はその他について規定しています。続いて附則についてです。附則第1項にあるように、本規則は令和6年4月1日から施行します。附則第2項では三原市立学校管理規則第46条に本規則を加えるとともに文言整理を行なっています。附則第3項では田野浦幼稚園が幼稚園型認定こども園として運営することから、三原市立幼稚園規則の田野浦幼稚園を削除するとともに、幼稚園規則の文言の整理を行なっています。

**安原教育長** 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

**高橋委員** 第4条で免許の話があった。保育教諭は免許について規定があるが、園長や副園長にも規定があるのか。

**石原教育振興課長** 園長については、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方が必要ということではなかったと思いますが、確認して回答します。

**安原教育長** そのほか、質問や意見はあるか。

(なし)

以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第50号」について原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

全員賛成と認める。よって「三教委議第50号」は原案どおり可決された。続いて「三教委議51号」について事務局から説明願う。

**石原教育振興課長** 11ページ三教委議第51号「三原市立幼稚園延長保育事業等実施規則の制定について」説明します。本件は三原市立幼稚園の教育、保育等の実施に関する条例第4条第2項の規定に基づき行う延長保育事業及び預かり保育に関し必要な事項を定めるものです。第3条では実施施設について規定しています。表に記載しているとおり実施施設は田野浦幼稚園です。第2章は延長保育事業についてです。第4条では対象者を規定しており、延長保育事業の対象者は保育短時間認定を受けた子どもです。短時間認定を受けた子どもの保育時間は午前8時半から午後4時半までの8時間ですので、保育時間前の午前7時半から午前8時半までの1時間、保育時間後の午後4時半から午後6時までの1時間30分の間が、保育を延長する時間となります。第5条は休業日、第6条は実施時間、第7条は延長保育料の免除、第8条は実施定員、第9条と第10条は申請手続と実施決定通知、第11条は遵守事項、第12条は実施承諾の取消しについて規定しています。続いて第3章は預かり保育についてです。第13条では対象者を1号認定子どもとし、第14条では休業日を規定しています。第15条の実施時間ですが、三原市立幼稚園預かり保育実施規則を準用し、教育時間が終了した時、つまり午後2時から午後6時まで、長期休業期間については午前9時から午後6時までです。第16条は実施定員、第17条は保育料の免除、第18条と第19条は申請手続と実施決定通知、第20条は遵守事項、第21条は実施承諾の取消しについて規定しています。附則にあるように、本規則は令和6年4月1日から施行します。

**安原教育長** 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

(なし)

以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第51号」について原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

全員賛成と認める。よって「三教委議第51号」は原案どおり可決された。ここからは非公開にて審議する。

(非公開案件審議後)

**安原教育長** それでは、暫時休憩とする。

---

16時15分休憩

---

16時16分会議

---

**安原教育長** 会議を再開する。三教委議第50号で保留された質問の説明を願う。

**木村教育部長** 高橋委員から質問がありました園長の資格について説明します。学校教育法第1条において、学校の範囲が定められています。この中で学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校と規定されています。つまり幼稚園は学校教育法上の学校に該当します。学校教育法第7条において、学校には校長及び相当数の教員を置かなければならないとされています。校長が出来る資格を持つものについては、学校教育法施行規則第20条に規定されています。2種類あり、1つ目は、教育職員免許法による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、5年以上の教員の職にあるもの。今回の場合、一種免許状とは幼稚園教諭一種免許状です。2つ目は、教育に関する職に10年以上あるものと規定されています。よって幼稚園教諭一種免許状を持って5年以上の教員の職にあるもの、もしくは教育の職に10年以上あるものが幼稚園の園長としての資格を持つものです。

**高橋委員** 副園長については何か規定があるか。

**石原教育振興課長** 副園長については、園長についての規定を準用することになっていたと記憶しています。

**安原教育長** そのほか、質問や意見はあるか。  
(なし)

---

**安原教育長** 以上で令和5年第13回定例教育委員会会議を終了する。

16時20分 教育委員会会議終了  
傍聴者なし

---

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証すため、ここに署名する。

署名 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_